

# しがこども体験学校への 登録団体募集!

滋賀県では、「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、多くの大人が関わりながら、地域社会全体で青少年の体験学習・活動の機会と場を充実していく「しがこども体験学校」の取組を推進しています。

「しがこども体験学校」の基本理念に沿った体験活動を行っていただける団体、NPO、地域、企業等の方々を募集しています。

## 基本理念

- ★「地域が学校、住民が先生」となる子どもの学びの場を増やすこと
- ★体験を通して社会に関わることでできる子どもを育むこと
- ★子どもたちが楽しんで学べる活動を増やしていくこと

## 体験学校 5つのテーマ

### ふれあい



人や動物とのふれあいを通して、命の大切さや共に生きることのすばらしさを学ぶ。

### 自然

びわ湖・川・山をフィールドに、五感を使った体験を通して、自然のすばらしさを学ぶ。



### 里山・田んぼ

田畑・森林・里山をフィールドにした体験を通して、大地の不思議や大切さを学ぶ。



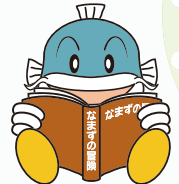
### 文化芸術・歴史



優れた芸術や伝統文化に触れたり、歴史、先人の知恵から学んだりする活動を通して、より豊かな心を育む。

### くらし・創作

ものづくりや自分たちのくらしを見つめる活動を通して、社会と関わり、社会の営みの大切さを学ぶ。



## 県ホームページ「しがこども体験学校」による情報発信!

登録団体が実施している上記5つのテーマに沿ったプログラムを当ホームページに掲載します。当ホームページからの情報発信は年3回を予定しています。



※こちらは2023年度のものです

(しがこども体験学校ホームページ)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/300072.html>



# しがこども体験学校

## 登録団体募集!



Q1

この取組に登録できるのは、どのような団体ですか

「しがこども体験学校」の取組の基本理念に沿った子どもの体験活動を行っていただける団体・グループ、NPO・地域・企業等の方々を募集しています。なお、登録いただける団体は、県内全域を対象として参加者を募集する事業の主催者です。

Q2

「しがこども体験学校」の取組に登録するには、どのようにすればよいのですか？  
また、登録するとどうなるのですか？

参加者

団体  
グループ  
NPO  
企業等

登録団体申請書をお送りください。様式は、ホームページに掲載していますので、「しがこども体験学校」で検索してください。

・県ホームページ「しがこども体験学校」に実施事業の詳細を掲載します。

【掲載予定日】

第1回	7月1日	※情報提出の切等、
第2回	9月2日	詳しくは、直接確認ください。
第3回	1月7日	

しがこども  
体験学校  
推進事務局

滋賀県  
子ども・青少年局

Q3

登録が認められないこともあるのですか？

専ら営利を目的とした事業や、宗教活動・政治活動を行うこと等が目的の団体などについては、登録は認められません。



お願い  
したいこと

- ◎研修交流会（年間2回を予定）に参加していただきます。
- ◎事業実施後アンケートにご協力ください。

登録に  
必要なこと

申請書に必要事項を記入し、遵守事項に同意の上、滋賀県子ども・青少年局まで、郵送・FAX・電子メールで申し込んでください。（申し込まれた際は、下記事務局まで、その旨をお電話でお知らせください。）県で審査の上、決定します。第1回（7月1日発信予定）分の県ホームページへの事業掲載を希望される場合は、4月末日までにお申し込みください。

「しがこども体験学校」についての詳細は、県ホームページ「しがこども体験学校」で検索してください。右のQRコードや下のアドレスからもアクセスできます。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/300072.html>



子どもたちの笑顔があふれる「すまいる・あくしょん」の取組を増やしていきましょう！

子ども わくわく感動する気持ちを持つよう

大人 文化・芸術・自然・社会に触れる体験を増やす



【申し込み・問合せ先】

滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
TEL 077-528-3550 FAX 077-528-4854